平成 27 年５月 21 日

各　位

東京都渋谷区円山町３番６号
株式会社ギガプライズ
代表取締役　佐藤　寿洋
（コード番号：３８３０名証セントレックス）
問合せ先：管理本部　木村　賢治
電話番号：03－5459－8400（代表）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 27 年６月 26 日に開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 30 条（取締役の責任免除）及び定款第 38 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、第 30 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第30条（取締役の責任免除） ② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第30条（取締役の責任免除） ② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第38条（監査役の責任免除） ②当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第38条（監査役の責任免除） ②当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以上